

**障害者自立支援法施行後における**

**質問主意書と答弁書の要旨から**

**政府の障害者自立支援法に対する考え方を探る**

**【東北ブロック・福島大会におけるグループ討論資料】**

**全国重症心身障害児（者）を守る会**

**顧問 山崎 國治**

- ( 1 ) 月額負担上限額の所得段階区分を生活保護世帯、低所得 1、低所得 2 及び一般世帯の四段階とした根拠と経緯如何。

介護保険制度等他の社会保障制度における利用者所得区分及び当該区分に係る負担上限額との均衡を図る観点から設定しているものであり、これらを見直すことは、社会保障制度全般にかかわる問題であることから、慎重に検討する必要があると考えている。

- ( 2 ) 利用者負担の決定に当たっては、本人所得のみを算定すべきだ。政府の見解如何。

障害者が当該障害者と同一の世帯に属する者の扶養親族や被扶養者に該当しないときは、障害者及び当該障害者と同一の世帯に属するその配偶者のみの所得に基づいて負担の上限額を設定することができることとしており、世帯における生計の実態に即した取り扱いを認めているところである。

- ( 3 ) 個別減免にあたって預貯金等の額を、350万円という低額に設定した根拠は何か。預貯金等の額が、1千万円超の場合のみ、本人所得に算定すべきと考えるが、政府の見解如何。

個別減免を適用するに当たっての預貯金等の額の基準については、そもそも個別減免が負担能力の低い者の負担をより軽減するために設けられた仕組みであることを踏まえ、同様に低所得者に対して配慮を行っている租税特別措置法第3条の4により読み替えられた所得税法第10条に基づく障害者等の少額貯蓄非課税制度における非課税限度額等を参考として設定したものであり、妥当な水準と考えている。

租税特別措置法第3条の4第1項・・・郵便貯金 350万円

租税特別措置法第3条の4第2項

・・・預貯金・合同運用信託・特定公募公社債等  
運用投資信託・有価証券 350万円

- ( 4 ) 障害者の所得保障のさらなる充実等について、検討が進められているのか。

就労の支援を含めた障害者等の所得の確保に係る施策の在り方について、今後さらに検討を進めてまいりたい。

- ( 5 ) サービス報酬は、従来どおり月払い方式とすべきだ。政府の見解如何。

月払い方式から日払い方式に改めたのは、法による障害福祉サービスの利用実績に応じた利用者負担の導入に対応したものの。複数の障害福祉サービスを組み合わせて利用するなど、利用者のニーズに応じた障害福祉選択が可能となることから、日払い方式とすることが適当であると考えている。

- ( 6 ) 障害程度区分見直しについて、政府見解如何。

障害程度区分の認定方法等についても、施行状況を注視した上で、必要に応じ検討してまいりたい。

- ( 7 ) 障害者の尊厳と権利を尊重するための新法制定が望まれる。政府見解如何。

平成 16 年の障害者基本法の改正において、第 3 条第 3 項が規定された。新たな法制の検討については、障害者を取り巻く社会経済情勢の動向等を踏まえつつ、必要に応じ今後検討してまいりたい。

- ( 8 ) 新たな利用者負担、報酬体系の導入の影響により、障害者及びその家族、施設、事業者などから深刻な不安の声が上がっている。政府は調査した結果は公表するのか。

この調査には、精神障害者関係サービス、障害児関係サービスが対象となっていない。同様の調査をすべきであるが政府の意向如何。調査項目も限定的。詳細な調査をすべきだ。政府の見解如何。

指定知的障害児施設等の利用状況については、現在調査を実施中。精神障害者社会復帰施設は、利用者が 1 割負担する原則を導入していないので、調査対象とはしていない。

ご指摘のような詳細な調査を実施することは困難。利用者や事業者の実態把握には努めていく。

- ( 9 ) 利用者負担について、障害者とその家族が必要なサービスを受けられない重大な影響が出ている。政府の現状認識如何。

サービス利用量の多い重度障害者に配慮した利用者上限額制度を設けるべきと考えるが、政府の見解如何。

政府としては、法の円滑な施行に万全を期すことが重要。関係者からの意見を踏まえつつ、法の趣旨に沿った必要な措置を検討していく。

利用者負担の上限額は、むしろ、サービスの利用量が多い重度障害者であっても負担額が過度に大きなものとならないよう設けられたものであり、負担軽減の仕組みとして、重度障害者にも充分配慮しているものと考えている。

- ( 10 ) 障害程度区分の見直しに対する政府の見解如何。

障害程度区分については、関係者から見直しを求めるとご意見をいただいている。まずは、関係者のご意見を十分に伺ってまいりたい。

- (11) 障害者（児）施設入所者を地域生活に移行させるための方策は、平成23年度末時点で7%以上の削減を基本方針で示している。国が入所者数削減の方向を出すことは、「増やすべからず」という受け止めに地方自治体はする。「入所者締め出し」の方向に向かうと政府は考えないのか。

入所者を締め出さないというなら、その根拠と理由を明確にせよ。この削減目標は、再検討して取り消すべきと考えるが、政府の見解如何。

福祉施設に入所している障害者の地域生活への移行を進める観点から、7%削減は、目指す方向を明示するために必要。基本方針の削減目標を見直す考えはない。施設入所者を締め出すことにはならない。

- (12) 法施行後3年を待つことなく法の見直しに向けて直ちに検討を開始すべきだ。政府の見解如何。

法の見直しについては、法施行後3年を目途として検討を加え、その結果に基づいて必要な措置講ずるものとされているので、これに基づいて検討していく。

- (13) 法の本格施行から日を置かずに見直しが必要となる事態は、そもそも政府の現状認識ならびに制度設計に齟齬があったとの指摘を免れない。今日の状況について、政府の見解如何。

関係者から様々な意見がきている。制度運営に関する意見には、施行に当たっての激変緩和という観点から丁寧に対応していく必要が在る。今後、意見や実施状況のデータ等を踏まえて、法の趣旨に沿った必要な措置を検討していく。

- (14) 働くことがなかなか難しい、また、障害が重度であるが故に、質量ともに多様なサービスを必要とする障害者に対する所得の確保についての検討が不十分。政府の見解を問う。検討中なら、その具体的内容を明示されたい。

障害の重い方も、軽い方も地域で安心して生活できるよう、今後更に検討を進めていく。

- (15) 障害者自立支援法附則第3条第1項には、法施行後3年を目途とした検討項目が明記されている。利用者である障害当事者が参画する然るべき審議の場を早急に設定する必要がある。政府の見解およびその根拠如何。

今後、様々な機会を通じて障害者の方々を含む関係者の意見を伺いながら検討していく。

- (16) 「施設・病院から地域へ」は、市町村が策定する障害福祉計画による事業の整備を進めることが肝要となる。政府の措置如何。

法第88条において、市町村障害福祉計画を定めることを義務づけている。

政府はそのための基本指針を示している。

地域における居住の場としてのグループホーム及びケアホームの充実を図り、また、自立訓練事業等を推進する。

福祉施設への入所又は病院への入院から、地域生活への移行を進めることを示している。

市町村において基本指針に即して市町村障害福祉計画が定められることにより必要なサービスの提供体制の整備が計画的に進められる。

- (17) 国連の障害者権利条約の批准、批准に伴う新たな法制度及び既存の国内法の整備の必要性について、政府の見解如何。

政府としては、条約の署名、締結に向けて国内法整備の必要性も含め、十分な検討を行っていく。

〈参 考〉平成18年12月26日障害保健福祉関係主管課長会議

**軽減措置の資産要件の緩和について**

	現行		見直し後	
単身の場合	350万円以下	個別減免（施設入所者）の資産要件と同額	500万円以下	個別減免（施設入所者）の資産要件も同様に緩和
家族が同居している場合	350万円に、世帯員が1人増えるごとに100万円を追加して得た額以下		1,000万円以下	

**[軽減措置の資産要件緩和額の根拠]**

**家計の金融資産の保有状況**

平均保有額・・・1,073万円

単身世帯の平均保有額・・・470万円

「家計の金融資産に関する世論調査」（平成18年金融広報中央委員会）